

豊中市告示第507号

大規模小売店舗の新設に関する届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出がありましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

当該届出に係る書類については、公告の日から4月間一般の縦覧に供します。この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、豊中市に意見書を提出することができます。

令和2年10月9日

豊中市長 長内 繁樹

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 （仮称）新千里東町商業施設計画
所在地 豊中市新千里東町3丁目1311番
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 新千里東町近隣センター地区市街地再開発組合
住所 豊中市新千里東町3丁目6番106号
代表者の氏名 理事長 丹羽 通修
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 未定
住所 未定
代表者の氏名 未定
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和3年5月31日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,422平方メートル
- (6) 駐車場の位置及び収容台数
位置 敷地北側

収容台数 38台

(7) 駐輪場の位置及び収容台数

位置 建物A～C棟外周

収容台数 122台（うち原付9台）

(8) 荷さばき施設の位置及び面積

位置 C棟北西側ほか

面積 84.1平方メートル

(9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 建物CK棟西側ほか

容量 20.1立方メートル

(10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前9時から午後10時まで

(11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時45分から午後10時15分まで

(12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 1箇所

位置 敷地北東側

(13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後9時まで

2 届出年月日

令和2年9月30日

3 届出に係る書類の縦覧場所

豊中市中桜塚3丁目1番1号

豊中市都市活力部産業振興課

4 意見書の提出先

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号

豊中市都市活力部産業振興課

（電話 (06)-6858-2199）